

# 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 職務権限規程

## (趣旨)

第1条 この規定は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款第13条及び細則第6条第7条並びに第8条及び組織図に基づき、会務の運営を実施するための担当理事の業務分担について定め、この法人の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

## (総務)

第2条 総務担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) 総会議事録等、重要文書類の整理、保管に関する事項
- (2) 理事会議事録の記録、整理及び保管に関する事項
- (3) 公印の管理に関する事項
- (4) この法人が保有する機器、備品その他の物品の整理、保管及び処分に関する事項
- (5) 事業及び会務の記録の整理、保管に関する事項
- (6) 日本診療放射線技師会及びこの法人が発行する刊行物の整理、保管に関する事項
- (7) 文書の收受、発行及び管理に関する事項
- (8) 日本診療放射線技師会事務局及び九州地域放射線技師会の連携に関する事項
- (9) 各部に属さない対外的な事項
- (10) 鹿児島県診療放射線技師会の情報提供に関する事項
- (11) その他各部に属さない会務に関する事項

## (財務)

第3条 財務担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 現金及び公金書類等の記録並びに管理に関する事項
- (3) 会費及び所費の徴収、整理に関する事項
- (4) 旅費及び諸経費の支出、整理に関する事項
- (5) 現金出納簿、出金及び入金伝票、財産目録、収支決算書等の会計上の帳簿類の整理、並びに管理に関する事項

## (学術)

第4条 学術担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) 診療放射線の学術的、技術的な問題の調査、研究、開発等に関する事項
- (2) 医学及び関連領域の学術的な調査、研究に関する事項
- (3) 診療放射線技師の資質向上を図るための研修会、講習会の企画と実践に関する事項
- (4) 新人教育プログラムに関する事項
- (5) 医学全般及び倫理その他会員の人間性高揚のための教育に関する事項
- (6) 障害教育に関する事項
- (7) 学術・教育等における記録の作成に関する事項
- (8) 学術・記録等に関する文献、ビデオ等資料の収集、整理、保管に関する事項
- (9) その他、学術活動に関する事項

## (編集・広報)

第5条 編集・広報担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) この法人が主催又は共催する各種事業や活動の広報、啓発に関する事項

- (2) 診療放射線技師の社会的地位向上のための啓発活動に関する事項
- (3) 日本診療放射線技師会との広報に関する事項
- (4) ホームページの管理運営の補助に関する事項
- (5) 会報、ニュース等の企画、編集、発行に関する事項
- (6) この法人が行う調査活動の編集に関する事項
- (7) その他、刊行物の編集、広報、発行に関する事項

(組織)

第6条 組織担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) この法人の組織率の向上に関する事項
- (2) この法人と地域、医療関係団体等の職域間の交流に関する事項
- (3) 無資格者対策に関する事項
- (4) 診療放射線技師の求人に関する事項
- (5) その他、この法人の組織推進事業に関する事項

(福利厚生)

第7条 福利厚生担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) 少子・高齢化社会に対応した活動、調査、研究に関する事項
- (2) 医療サービスに関する事項
- (3) 診療放射線技師会保険に関する事項
- (4) 身障者団体との連携に関する事項
- (5) その他、この法人の福利厚生の推進に関する事項
- (6) ホームページの管理運営に関する事項

(表彰)

第8条 表彰担当理事は、以下の業務を行う。

- (1) この法人の功績者に対する表彰に関する事項
- (2) 功績対象者の調査に関する事項
- (3) 功績対象者の表彰の手続きに関する事項
- (4) 表彰委員会との連絡に関する事項
- (5) その他、この法人が行う表彰全般に関する事項

(地域)

第9条 地域理事（各地域理事）は、以下の業務を行う。

- (1) 鹿児島地域
  - ①鹿児島地域担当理事は、鹿児島地域を統括する。
  - ②地域会員の動向の把握に関する事項
  - ③地域会員の学術、技術の研鑽等に関する事項
  - ④地域会員の情報連絡並びに意見等に把握に関する事項
  - ⑤地域会員の連携、情報交換に関する事項
  - ⑥地域会員の親睦、交流に関する事項
  - ⑦その他、地域における活動に関する事項
- (2) 南薩地域
  - ①南薩地域担当理事は、南薩地域を統括する。
  - ②業務内容は、鹿児島地域を準用する。
- (3) 北薩地域
  - ①北薩地域担当理事は、北薩地域を統括する。
  - ②業務内容は、鹿児島地域を準用する。
- (4) 霧島・始良地域
  - ①霧島・始良地域担当理事は、霧島・始良地域を統括する。
  - ②業務内容は、鹿児島地域を準用する。

(5) 大隅地域

- ①大隅地域担当理事は、大隅地域を統括する。
- ②業務内容は、鹿児島地域を準用する。

(6) 大島地域

- ①大島地域担当理事は、大島地域を統括する。
- ②業務内容は、鹿児島地域を準用する。

(各種委員会)

第 10 条 各委員会は、各委員会規定にて別に定める。

(管理士部会)

第 11 条 各管理士部会は、各部会規定にて別に定める。

(研究会)

第 12 条 各研究会は、各研究会規定にて別に定める。

(細則の改廃に関する項)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款細則は、平成 25 年 4 月 1 日から制定、施行する。
- 3 この定款細則は、令和 4 年 10 月 2 日改正、施行する。